

黒崎町の公文

新聞からたどる黒崎の歴史(六)

昭和八年新潟県では、村長で村委会員を兼ねる者が八十名も居た。

地方行政の改善

各種議員の町村長兼任廃止の件外

昭和八年五月二十七日記事

県は内務省地方局から「地方行政上改善すべき点」について、意見を求められたのに対し、次の如き回答を発することになった。

一、各種議員の町村長兼任を廃止すること。
一、府県制六十九条に依る県参考事会員の出納検査を廃止する事。
一、県参考会の裁定裁決の決定権を知事に移管する事。

理由とするところは、現在県内には貴族院議員で町村長を兼ねる者一名、県会議員の兼任十

四名、町村会議員の兼任八十名に及びいずれも政党的背景を有するので自治体の円満なる発達が望めず、また参考会員の出納検査は形式的のみで多額の経費を要して功績があがらぬ、また参考会員の決定権移管は同様多数の横車を阻止するというである。

今日、国会は元より国民全体の声として行政改革が強く叫ばれてゐるが、これは逆に昭和八年(一九三〇)、内務省(官僚側)より地方行政の改善について意見を求めるのにに対する県の回答書である。

回答書の第二項、第三項については比較的関心が薄いが、第一項は現代の政治体制からみて非常に関心深いものがある。即ち今日、各町村の首長で各種議員を兼ねている人もなく、兼務できないことが常識となっているが、この記事によると当時県内に貴族院議員で市町村長を兼ねる者が一名。県会議員で町村長を兼務する者が十四名、

町村会議員に至っては八十名もが町村長を兼務していたというから驚きである。

そこで本町(当時黒崎村)の場合はどうか、明治期からの各種議員、首長の兼務の実態調べてみた。本町の誇る大政治家板井出身の萩野左門氏を例にとつてみると、萩野氏は明治二十七年三月衆議院議員に初當選したが、同年六月解散という短命国會だった。その後、同年九月の衆議院選に小柳卯三郎に敗れ落選。明治三十年十一月衆議院解

散、翌三十一年三月萩野氏衆議院議員當選。同年六月またもや衆議院解散となる。同年八月五日頃、来る衆議院選に第一区より立候補予定の所、栃木県知事内命あり立候補を辞退。八月十日栃木県知事となる。翌三十一年一月栃木県知事免官。明治三十五年八月の衆議院選に萩野氏当選。たまたまその頃、八木新潟市長が辞職。同年十月萩野氏新潟市長に當選する。従つてこれにより衆議院議員のまま市長の兼務となつた。同年十二月衆議院解散。翌三十六年二月萩野氏は市長のまま衆議院選に立候補して当選、再び兼務となる。

同年十二月またもや衆議院は解散。翌三十七年一月萩野氏市長退任。同年二月萩野氏最下位ながら衆議院選に当選。この任期を最後に萩野氏は引退、後任に山際七司氏の嫡男敬雄氏を明治四十一年五月の衆議院選に強力

に推し、山際氏は當選した。萩野氏の市長、衆議院議員の兼務は前期の明治三十五年十月から三十六年十一月までである。

萩野氏の後を継いだ山際敬雄氏も明治四十二年一月から大正二年三月まで黒崎村の第二代目

村長を勤めているが、同氏もまた明治四十一年五月衆議院議員をしながら村長になり、以来大正元年まで国会議員と村長の兼務であった。

また、大正二年四月から大正九年十月まで黒崎村三代目村長を勤めた米川又七氏(大野八区)も大正三年一月黒崎村会議員に立候補して当選、同年三月、板井の前山平蔵氏と共に郡会議員非常に関心深いものがある。即ち今日は、各町村の首長で各種議員を兼ねている人もなく、兼務できないことが常識となっているが、この記事によると当時県内に貴族院議員で市町村長を兼ねる者が一名。県会議員で町村長を兼務する者が十四名、

町村会議員に至つては八十名もが町村長を兼務していたというから驚きである。

そこまで本町(当時黒崎村)の場

合はどうか、明治期からの各種議員、首長の兼務の実態調べてみた。本町の誇る大政治家板

井出身の萩野左門氏を例にとつた。

前述の通り昭和八年五月に県

から内務省に、町村長の各種議員兼務の禁止案が提出され

ているのでこのような重任は不

可能のものと思っていた。しか

るに県会議員の岡田氏が村長に

当選。その後任期半ばに辞任し

ているその訳がどうもわからな

い。さらに不思議なことに、昭

和八年より三十一年前の明治三

十六年(一九〇三)六月二十五日

の新聞に町村長の各議会議員の

兼務禁止の記事が次のように載

っている。

(続)



岡田幸平 氏



萩野左門 氏

月二十九日まで県会議長の要職についている。

この岡田氏もまた、昭和二十二年五月、県会議員のまま黒崎村長選に立候補して当選。翌一二三年十二月十九日まで県会議員をしながら村長を勤めた。そして、この岡田氏の任期半ばでの村長辞任は、首長が議員を兼務することができないというこ

とからのようにある。

そのことについて筆者の友人は、当時のことを生前の岡田氏から「村長と県会議員をしていた私は、どちらかを辞めなければならなくなつた。自分としては村長を続けたいと思ったが、後援の人達から、村長は誰でもできるが、西蒲原からの県会議員はあんまり他に居ないと聞かされた」といふことである。従つて、岡田氏の村長と県会議員の兼務は一年と七ヶ月程となつた。

前述の通り昭和八年五月に県から内務省に、町村長の各種議員兼務の禁止案が提出されているのでこのような重任は不可能のものと思っていた。しかるに県会議員の岡田氏が村長に当選。その後任期半ばに辞任しているその訳がどうもわからぬ。さらに不思議なことに、昭和八年より三十一年前の明治三十六年(一九〇三)六月二十五日の新聞に町村長の各議会議員の兼務禁止の記事が次のように載っている。

岡田氏は、昭和十三年四月八日に行われた県会議員補欠選挙に初當選し、以来昭和四十二年四月二十九日まで三十年近く県

会議員を勤めたが、昭和三十二年六月二十九日から三十四年四月